

石川県公報

令和7年2月28日(金曜日)

号外

(第6号)

目次

- 公安委員会
○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

1

公安委員会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「情報管理課」を「デジタル企画課」に改める。

第四条中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 職員に対する教養その他人材の育成に関する事(石川県警察学校の所掌に属するものを除く。)

十二 警察術科及び体育に関する事。

第六条(見出しを含む。)中「情報管理課」を「デジタル企画課」に改め、同条第一号中「企画及び研究」を「調査、企画及び指導」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 警察情報システムを利用した照会業務に関する事。

四 情報セキュリティに関する事。

第六条に次の一号を加える。

五 先端技術の活用等による警察活動の高度化・合理化全般に関する事。

第十四条第一号から第四号までを次のように改める。

一 ストーカー事案の対処に関する事。

二 配偶者からの暴力事案等の対処に関する事。

三 恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案(前二号に掲げるものを除く。)の対処に関する事。

四 行方不明事案の対処に関する事。

第十四条中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 児童、障害者及び高齢者に対する虐待の対処に関する事。

六 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案の対処に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

第十八条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 犯罪手口に関する事。

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条に次の一号を加える。

十四 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関する事。

第二十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第二項及び第四十三条第二項中「その他の職

員」を「警察行政職員」に改める。

第四十五条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第四十九条第二項中「その他の職員」を「警察行政職員」に改める。

第五十一条の見出しを「警備派出所」に改め、同条第一項中「又は検問所」を削り、同条第二項中「及び検問所」、「それぞれ」及び「及び別表第三」を削る。

別表第一輪島警察署の部町野駐在所の項中「(同町野町栗蔵川原田一番地三)」を削り、同部浦上駐在所の項中「(同門前町浦上九の五六番地の一)」を削る。

別表第三を削る。

附 則

この規則は、令和七年三月二十一日から施行する。